

職務経験者の申込について

保育教育士（職務経験者）の提出書類一覧

（注）提出書類は、一切お返ししません。

提出書類	提出時期
職務経歴書	試験申込時
職歴証明書	第2次試験合格後から 第3次試験当日まで
最終学校の卒業証明書	
保育士登録証の写し及び幼稚園教諭普通免許状の写し ※幼稚園教諭免許の更新が必要な方は、修了確認証明書	

◆職務経験の取扱いについて

- ① 受験資格に定める職務経験とは、雇用形態にかかわらず、一つの企業等に1週間当たり29時間以上の勤務したものを指します。
- ② 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員（奈良市の正職員は除く。）等としての職務経験が該当します。
「保育教育士の職務経験」には、児童福祉法に規定する保育所（公立及び私立の認可保育所）又は学校教育法に規定する幼稚園（国公立及び私立の認可幼稚園）における保育士又は幼稚園教諭（講師）としての職務経験が該当します。なお、認可外の施設における職務経験は該当しません。
- ③ 平成25年4月1日から令和2年3月31日までの期間外の職務経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。
- ④ 職務経験が複数ある場合は、1月以上継続して勤務していた職務経験に限り算入できます。（同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか一方のみを算入できます。）
- ⑤ 最終試験受験前に、職務経験に関する受験資格を証明するため、職歴証明書等の証明書類を提出する必要があります。（必要書類の取得及び提出が困難な場合は、事前に相談してください。）

◆職務経験の計算について

- 年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。
（例1）H28.2.1～H30.1.31→→2年
（例2）H26.9.7～H29.9.6→→3年
- 月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。
（例1）H26.4.16～R2.3.15→→5年11月
（例2）H28.5.19～H28.11.18→→6月
※起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。
（例）H27.7.31～H31.2.28→→3年7月
- 勤務を終了した月において、応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。
（例1）H27.10.30～H30.5.23…2年6月+24日→→2年6月
（例2）H26.8.2～R1.5.31…4年9月+30日→→4年10月

FAQ

質問	回答
職歴証明書を提出できない場合はどうなりますか？	最終試験までに職歴証明書を提出できない場合は事前に連絡ください。提出する職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、勤務期間、1週間の勤務時間などの記載が必要です。詳しくは奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。なお、最終合格後に職歴証明書を提出できない場合は合格を取り消します。
面接の日程を変更することはできますか？	原則、どの試験も日程を変更することはできません。指定された日時に受験するようにしてください。ただし、現職の都合等で受験が困難な場合は可能な範囲で対応しますので奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。
職務経歴書の枠内に書ききれないときはどうしたらよいですか？	職務経歴書の記入欄の数が足りないときは、適宜複写し、合計何枚のうち何枚目かを記入して、クリップ留めしてから提出してください。
契約社員や派遣社員の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	例えば6ヶ月ごとの雇用契約であった場合、企業・団体等に継続していた期間を経験年数として通算できます。
同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合（契約社員から正社員など）の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	週29時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか？	受験資格を満たしていれば、受験は可能ですが、最終試験までに受験資格に定める職務経歴の証明のために、雇用期間と1週間の勤務時間などが分かる書類が必要になります。客観的な証明のできる書類（雇用保険受給資格者証等）を用意し、必ず奈良市職員任用試験委員会に問い合わせてください。
出向により、別の会社に勤務した期間は通算できますか？	職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経歴として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合は通算できません。
会社名が変更（合併等も含む）になったが、継続して通算できますか？	会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。
認可されていない保育園、幼稚園で働いていたのですが、職歴として認められますか？	認可外の施設における職歴は受験資格の職歴とは言えませんので、認められません。通算もできません。
保育士資格はありますが、登録していません。受験できますか？	受験は可能です。ただし、令和3年3月31日までに、都道府県への登録を完了させてください。それまでに登録できなければ、合格しても受験資格がないものとなり、合格が取り消されます。
幼稚園教諭の免許の更新ができていませんが、受験できますか？	教員免許更新制による幼稚園教諭免許の更新が必要な方は、免許管理者から修了確認証明書を取得している人又は令和3年3月31日までに取得見込みの人なら受験可能です。更新できない人は受験できません。
前職の経験が活かされる配属となるのですか？	配属に当たっては、これまでに培ってきた知識、経験等を活かした職務に就いていただく予定です。しかし場合によっては、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に就いていただくこともあります。